

岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

Q & A

※ 補助金には各種の手続きや制限があります ※

- 私有財産については天災が原因であっても自費による復旧が原則ではありますが、本事業は、地域の経済・雇用の早期の回復を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。
- 税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いします。

(例)

- ・ 復興事業計画書や交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です。
- ・ 経理書類を整理いただいたうえで、事業完了後に検査を実施します。
- ・ 本事業で復旧や取得した施設や設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となります。(処分とは、補助金で復旧や取得した施設や設備を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいいます。)

※ 御不明の点などありましたら、お問い合わせください ※

- この資料では、ご質問が多いと思われる内容についてお答えしておりますが、御不明の点などありましたら、資料末尾記載の問い合わせ先にご連絡ください。

平成30年8月

<第1版>

岡山県産業労働部産業企画課事業者復興支援室

1 グループ補助金の内容（申請手続き関係）

（問1） どういう補助金か。（「復興事業計画」の認定と「補助金交付申請」の関係）

- (答) ○ 平成30年7月豪雨により被災された中小企業者等の皆様の施設・設備の復旧整備を支援するため、復旧経費の一部を補助するものです。
- したがって、原状回復（被災前の状態に戻す）に要する費用に対する助成を基本とするため、その対象経費は修繕費（修理費）を原則としています。
- この補助金の交付を受けるためには、まず、2者以上の中小企業等によるグループを作り、そのグループが共同して行う事業（共同事業）を盛り込んだ「復興事業計画」を策定します。次に、その策定した「復興事業計画」について、グループの代表者が県に対して認定申請を行い、その認定を受ける必要があります。
- 県による「復興事業計画」の認定が行われた後に、グループの構成員はそれぞれの認定を受けた施設・設備の復旧に係る補助金の交付申請を行うこととなります。
- ※ 認定を受けた復興事業計画に記載されていない施設・設備については補助金の交付申請はできません。

（問2）「復興事業計画」とは何か。

- (答) ○ 平成30年7月豪雨により被災した中小企業等グループが、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持などの目的のためにグループ構成員が共同で行う事業を指します。
- したがって、グループの構成員それぞれが行う被災した施設や設備の復旧事業そのものを「復興事業計画（共同事業）」とすることはできません。
- なお、グループの構成員は補助金申請の有無に関係なく、グループで行う共同事業で何らかの役割を果たす必要があります。

（問3）共同事業には、どのようなものがあるのか。

- (答) ○ グループが取り組む共同事業には、人材育成、BCP（事業継続計画）の作成、ホームページの作成、イベントやキャンペーンの実施、地域PR活動、各種勉強会の開催等、業種やグループの構成員数によりさまざまな事例があります。
- 今回、組成されたグループの構成員が共同し、復興に向け「何ができるのか」を主眼に共同事業をご検討いただくことになります。

(問4) 共同事業は、何年続ければよいのか。

- (答) ○ 共同事業は、何年まで続けなければならないという規定はありません。被災地域等の復興に向けて、継続的な取り組みとなることが期待されます。
- また、共同事業の実施状況については、グループの代表者に対して、適宜、照会します。
- なお、復旧状況、売上や雇用等の状況についてもアンケート調査を実施する予定としています。

(問5) 既に施設等を復旧したが、交付決定前に開始した復旧分は補助対象となるか。

- (答) ○ 補助金の交付決定を受ける前から実施している施設及び設備の復旧についても補助対象として認められる場合があります。
- 但し、写真や書類等によって被災の事実が確認可能で、かつ、復旧の内容が適正であると認められる場合に限ります。

(問6) 補助金の対象となる復旧整備は、いつまでに完了する必要があるのか。

- (答) ○ 平成30年度に補助金の交付決定を受けたものについては、平成30年度末までに復旧整備事業を完了する必要があります。
- 平成30年度末までに事業が完了しない、または、完了しないことが想定される場合は、県にご相談ください。

(問7) 補助金が支払われるまでにはどのような手続きが必要なのか。

- (答) ○ 補助金が支払われるまでの手続きは次の手順となります。

[グループでの手続き]

- | | |
|--------------|--------------|
| ①グループの組成 | (グループ) |
| ②「復興事業計画」の作成 | (グループ) |
| ③復興事業計画の認定申請 | (グループ代表 → 県) |

[グループの構成員の手続き]

- | | |
|--------------|------------|
| ④補助金の交付申請 | (各構成員 → 県) |
| ⑤交付決定の通知 | (県 → 各構成員) |
| ⑥復旧工事の着手 | (各構成員) |
| ⑦復旧工事及び支払の完了 | (各構成員) |
| ⑧実績報告書の提出 | (各構成員 → 県) |
| ⑨現地確認 | (県) |
| ⑩補助金の額の確定通知 | (県 → 各構成員) |
| ⑪補助金の請求 | (各構成員 → 県) |
| ⑫補助金の支払い | (県 → 各構成員) |

- 上記のとおり、工事代金を支払った後に実績に応じて補助金が支払われますので、補助事業の実施にあたっては、資金計画など十分な検討を行ってください。

(問8) 被災状況の確認には、必ず「罹災証明書」が必要になるのか。

- (答)
- 市町村が事業用の建物・設備について、罹災（被災）証明書（被災の程度の記載がないものを含む）を発行している場合は、原則として罹災（被災）証明書の写しの提出が必要です。
 - 罹災（被災）証明書が提出できない場合は、補助金交付申請時に「罹災（被災）証明書が提出できない理由書」を提出してください。
 - ※ 罹災（被災）証明書、建築士による建物被災状況報告書のいずれも提出できない場合は、理由書に加えて「平成30年7月豪雨による被災を証する書類」の提出が必要です。

(問9) 固定資産課税台帳（市町村備え付けのもの）とは、どんな書類か。また、どのような場合に提出が必要か。

- (答)
- 固定資産課税台帳は、「復興事業計画」の認定申請において、設備（償却資産）に関して補助金申請を予定している場合に、償却資産の所有（所有者として課税されているか）を確認する書類として必要となります。（施設の場合は、建物登記簿が必要です）
 - 固定資産課税台帳は、市町村によってその名称が異なりますので、市町村の窓口にて、ご確認をお願いします。
 - なお、市町村が発行する固定資産台帳の証明書においては、償却資産の明細が記載されていないもの（分類と評価額のみの記載など）がありますので、明細の記載がない書式の場合は、市町村で発行する明細書、または、償却資産の申告書の控え（写し）を併せて提出してください。

(問10) 施設の復旧に対する補助金の交付申請には必ず図面が必要か。

- (答)
- 施設を復旧する場合は、当該施設の配置図と被災箇所及び修繕箇所を明示した平面図（全てのフロア）が必要です。外壁を修繕する場合には、被災箇所及び修繕箇所を明示した立面図も必要です。また、施設の建替えの場合には、従前施設と新施設の双方の図面が必要です。
 - 既存の図面がない場合には、簡単な図面で結構ですので、各階の間取りや用途、面積が分かるように図面を作成し、提出してください。
 - 修繕箇所の明示にあたっては、見積項目と突合できるよう、見積書の整理番号と見積項目を可能な限り図面上に記載してください。
 - 修繕工事が広範囲に及ぶなど全ての見積項目を図面に記載することが難しい場合には、主な工事内容（工事費が高い項目や建築附帯設備の入替）を記載

してください。

- 外構の修繕工事がある場合は、配置図等に被災箇所及び修繕箇所を明示してください。

(問 11) 全ての被災状況について写真が必要か。

- (答)
- 原則として、修繕等を行う被災箇所の全ての写真が必要です。写真の提出にあたっては、見積項目にあがっている修繕内容ごとに被災状況を写真で確認できるようにしてください。
 - 壁のひび割れなど、施設全体に及んでいる被害については、全景と主な被災箇所の写真で結構です。(ひび割れ一つ一つ全ての写真が必要ということではありません。)
 - 既に本復旧済み仮復旧済みなど、被災当時の状況が分かる写真を提出できない場合には、現状の写真に被災状況を補足するなどして被災した当時状況が分かるようにして提出して下さい。
※ 実績報告において、復旧前・復旧後の写真を提出する必要があります。
 - 写真の提出にあたっては、施設・設備ごとに整理し、施設・設備の名称（整理番号等含む）や撮影場所、被災状況を必ず記載してください。また、写真には番号を付し、図面上に写真番号を記載してください。

2 「中小企業者等グループ」の要件

(問1) 「グループ」の要件は何か。

- (答) 2者以上の中小企業者等から構成されるものをグループとします。
 グループの構成員は、補助金交付を受けない者、県外の者、異業種の事業者が参加することも構いません。
なお、グループとして、この項の問5に記載する①～⑤のグループ類型に該当することが必要です。

(問2) 1事業者では「復興事業計画」の認定は受けられないのか。

- (答) 1事業者では、「復興事業計画」の認定を受けることはできません。

(問3) 同一代表者による複数法人のみでグループとして認められるのか。

- (答) 代表取締役が同一の場合、これらの法人は同一企業とみなされるので、これらの法人のみでは、グループとして認められません。

(問4) 同一資本の事業者のみでグループとして認められるのか。

- (答) 同一資本の事業者（100%子会社、資本金・出資金の1/2以上を有する企業群）については、実質的に同一企業とみなされるので、これらの事業者のみでは、グループとして認められません。

(問5) 「グループ機能」とは何か。

- (答) 中小企業等グループは、以下の①～⑤の機能を有する必要があります。

- ① サプライチェーン型
グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たし、サプライチェーンを支えているグループ
- ② 経済・雇用貢献型
事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高い企業グループ
- ③ 地域生活・産業基盤型
一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠なグループ
- ④ 地域資源産業型
地域資源を活用し、グループ外の企業や他地域産業、観光地形成等への貢献度が高い企業グループ
- ⑤ 商店街型
地域住民の生活等に不可欠な商業機能等機能を担っているグループ

【参考「被災要件】グループ①～④は、以下の被災要件を併せて満たす必要があります。

中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、平成30年7月豪雨による災害のため次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

- ・ 平成30年7月豪雨により、事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること、又は継続して使用することが困難となっていること。
- ・ 平成30年7月豪雨の後であって、直前1月の売上が被災前の同期に比べて著しく低下していること、又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

※⑤商店街型についても被災要件があります。詳細は公募要領をご確認ください。

(問6) 一つの企業が複数のグループ構成員となることはできるのか。

- (答) 一つの企業が複数のグループの構成員となることは可能です。
 ただし、復興事業計画の認定申請では補助金申請予定の施設・設備を重複して申請することはできません。あらかじめ、どのグループでどの施設・設備の復旧事業を実施するか決定する必要があります。

(問7) 県外企業ともグループを作ることは可能か。

- (答) 県外企業とグループを作ることは可能です。ただし、補助金交付の要件は、「原則、岡山県内に事業所を置く法人、その他の団体及び事業を行う個人であること」、「補助事業の対象となる施設や設備が岡山県内に所在していること」が必要です。

(問8) 被災していない者とグループを作ることはできるか。

- (答) 平成30年7月豪雨の被害を受けていない者（県外事業者・大企業を含む）をグループの構成員とすることも可能です。ただし、被災していない事業者は補助金の交付申請を行うことはできません。

3 補助対象事業者

(問1) 補助対象事業者の要件はあるか。

(答) ○ 要件は次のとおりです。

- ① 中小企業者
 - ② 中堅企業 及び みなし中堅企業 等
 - ③ ①～②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している全ての事業者
- ※「3 補助対象事業者の問6」に掲げる事業者は除きます。

上記①の「中小企業者」の定義（中小企業支援法及び同法施行例）

1 会社及び個人

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下

2 中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）

【参考】

「中堅企業」の定義：中小企業以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

「大企業」の定義：中小企業以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者

「みなし大企業（みなし中堅企業）」の定義は次のとおり。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (3) 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

(問2) 個人事業主は補助対象事業者となるのか。

(答) ○ 会社だけでなく、個人事業主も補助対象となります。

(問3) 「大企業」及び「みなし大企業」は補助対象事業者となるのか。

(答) ○ 基本的には、グループ補助金の補助対象事業者ではありません。

- ただし、補助対象事業者となる事業者（中小企業者等）が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸し付けており、その施設・設備の復旧を行う場合は、その所有者が大企業（みなし大企業）であっても補助対象事業者となります。
- なお、この場合、施設・設備を所有する大企業（みなし大企業）とその使用者（中小企業者等）が同一のグループの構成員となっている必要があります。同一のグループ構成員となっていない使用者がある場合は、その使用者に係る部分は面積按分等により補助対象から除外することとします。

(問4) 「みなし中堅企業」や「みなし大企業」への該当の判断に際し、出資状況等はどの範囲まで確認すれば良いのか。

(答) ○ 親子関係までを確認します。（孫企業までは及ばないものとします。）

(問5) 補助対象事業者について、地域や市町村などの限定はあるのか。

(答) ○ 平成30年7月豪雨で被災された岡山県内の事業所であれば、地域や市町村での限定ではなく、県下全域が対象となります。

(問6) 補助対象事業者となれない場合の要件は何か。

(答) ○ 次の方は補助対象事業者にはなりませんので、ご注意ください。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者（※グループの構成員にもなれません）
- ・県税に未納がある者
- ・特定の風俗営業事業者

【参考】補助対象事業者とならない「特定の風俗営業事業者」の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合。

○風俗営業（第1項）

（例）パチンコ、麻雀 等

※ただし、第1号の一部（料理店）及び第5号（ゲームセンター）は補助対象。

○性風俗関連特殊営業（第5項）

（例）ラブホテル、アダルトショップ 等

(問7) 法人が使用する施設の所有者がその法人の代表者個人等となっている場合、代表者個人等はグループ構成員となる必要があるか。

- (答) ○ 復旧整備する施設・設備について、補助金交付申請を行うことができるのは、所有者に限られるため、代表者個人等がグループ構成員となる必要があります。
- この場合にも、賃貸借契約書や使用貸借契約書等により、代表者個人と当該法人との貸付関係が確認できる資料の提出が必要です。

- 復旧整備する施設・設備の所有者及び使用者がグループの構成員となっていない場合は、補助金の交付申請ができません。復興事業計画の認定申請にあたっては、十分にご確認ください。

(問8) 共有財産の補助金交付の申請方法について。

- (答)
- 共有財産の施設及び設備の復旧を補助金交付の対象とする場合、共有者全員が同一グループの構成員となる必要があります。
 - 共有財産に係る補助金交付申請については、共有者の代表者が代表して行うことが可能です。この場合、代表者は共有者全員から共有者が代表して申請を行うことの同意書（岡山県HPに掲載）、共有者全員の納税証明書、及び共有者が法人の場合は現在事項証明書（商業登記）、個人の場合は住民票抄本が必要となります。
 - なお、共有財産に係る補助率については、共有者の持分毎に共有者の補助対象事業者区分に応じて決定します。

(問9) 相続が発生している施設の取扱いについて。

- (答)
- 相続が発生している施設について、相続人が確定していても、その相続登記がなされていない場合は、所有者が特定できない状態であるため、補助金の交付ができません。相続登記した後に、補助金申請の手続きを行ってください。
 - なお、全ての関係者が合意したうえで、法定相続の持分により登記がなされた場合は、「3の問9」の共有財産と同様に扱います。

(問10) 施設、設備の所有者以外が修繕等を行った場合、修繕を行った者が補助対象事業者となることができるか。

- (答)
- 補助対象事業者は、必ず所有者となります。このため、所有者以外の者が修繕等を行っても、補助対象事業者は所有者となります。この場合、原則として、所有者がその修繕等費用を、修繕等を行った者に対して支払った場合に所有者に対して補助金を支払うことになります。

4 補助対象経費

(問1) 補助対象経費の範囲はどうなるのか。

(答) ○ 平成30年7月豪雨で損傷し、継続使用が困難となった施設・設備の復旧に要する経費で、復興事業計画に基づく事業を行うために必要不可欠な、次の施設・設備が対象となります。

区分	内容
施設	事務所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他当該補助事業の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設 ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。建替・移転には、原則、全壊又は大規模半壊判定の罹災証明書が必要です。
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。入替の場合は、入替設備が同等品であることの確認書等が必要です。
新分野事業のみ	宿舎及び備え付けの設備にかかる費用（既存の宿舎等を復旧する場合に対象となるものではありません）
商店街型のみ	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティースペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費

(問2) 補助金額に上限や下限はあるか。

(答) ○ 補助金額の上限は、1事業者15億円です。なお下限額はありません。

(問3) 補助率はどうなっているか。

(答) ○ 中小企業者等は、補助の対象となる経費の3／4以内、それ以外の中堅企業やみなし中堅企業等は1／2以内となります。

※ 大企業及びみなし大企業が補助対象事業者となるのは、補助対象事業者となる事業者（中小企業者等）が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸し付けており、当該施設・設備の復旧を行う場合に限ります。その場合、補助率は1／2以内となります。

(問4) 施設・設備の規模が被災前より大きくなてもよいのか。

(答) ○ 施設・設備の復旧に当たっては、原則として、被災前の規模や機能、性能と同等以下であることが必要となります。

- 施設の復旧において、建替が可能な場合に、新たな機能等の付加がなく、単なる面積の増加や構造の変更（木造→鉄骨造など）を行うことは可能ですが、補助対象経費は原状回復に必要な経費を上限としますので、原則として、実際の工事とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要となります。
- 新たな機能・効用の付加や大幅な構造変更を伴う復旧については、復興事業計画において新分野事業に取り組むこととした場合にのみ認められます。
- 新分野事業では、従前の施設等への復旧に代えて、従前の規模や機能、性能を上回る施設・設備を整備することが可能ですが、その補助金額は、平成30年7月豪雨前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額が上限となりますので、実際の工事とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要です。

(問5) 施設・設備の規模が従前よりも小さくなってもよいか。

- (答) ○ 施設・設備等の復旧に際して、被災前の施設・設備よりも同等以下（規模縮小）とすることは可能です。被災後の事業環境等を考慮のうえ、事業の継続や売上の回復等のために最も適切な復旧事業としてください。

(問6) 施設の修繕ではなく、施設の建替は補助対象となるか。

- (答) ○ 市町村が発行する「罹災証明」、又は、罹災証明の添付ができない場合等に提出する建築士による証明「建物被災状況報告書（岡山県HPに掲載）」において、『全壊』又は『大規模半壊』と判定された場合には、修繕ではなく建替を補助対象事業とすることができます。
- また、見積比較により、修繕に要する費用よりも建替に要する費用が安価な場合には、「修繕費用よりも建替費用が安価となる合理的な理由を建築士等が説明した書類（任意様式）」の提出の上、建替を補助対象事業とすることができます。この場合、建替費用に補助率を乗じた金額が補助金額となります。
 - なお、修繕よりも建替えが安価との理由で建替えを行う場合であっても、建替え後の施設の面積が被災前の施設の面積よりも増加している場合は、その増加分は補助対象なりません。

(問7) 設備の修繕（修理）ではなく、設備の入替は補助対象となるか。

- (答) ○ 設備メーカー等により、「修繕（修理）不能である証明書（任意様式）」がある場合は、設備の入替を補助対象とすることができます。入替の場合、被災前設備と同等以下の設備であることを証した書類「設備比較証明書（岡山県HPに掲載）」の提出も必要となります。
- 被災前の設備が古いなど、同一の設備や同等品が手に入らない場合には、「現在入手できる設備の最低限の性能（被災前と同等でなくても可）」のものに限り、補助の対象とすることができます。

- ※「最低限の性能の設備」については、現在入手できる設備の中から、合理的と思われる方法により、比較検討を行い、決定してください。
- また、見積比較により、修繕（修理）費用より入替費用が安価となる場合は、「専門業者による修繕（修理）より入替が安価である理由書（任意様式）」の提出の上、設備の入替を補助対象とすることができます。この場合、入替費用に補助率を乗じた金額が補助金となります。
 - なお、設備の入替に当たり、中古設備の購入も可能です。

(問8) 施設の建替えが可能な場合に移転しても補助対象となるか。

- (答)
 - 復旧のための補助金であることから、現地建替え（原状回復）が原則です。まずは、現地での建替えをご検討ください。
 - 移転を伴う場合には、補助対象経費が現地建替えと異なる場合がありますので、移転を検討される場合には県にご相談ください。

(問9) 解体費用は補助の対象となるか。

- (答)
 - 現地での建替えを行う場合には施設の復旧に付随する費用として、被災前の施設の解体費用も補助の対象となります。
 - 復旧のための補助金であることから、現地建替えではなく移転建替えを行う場合には、原則として、被災前の施設及び移転先の場所にあった施設の解体費用は補助の対象となりません。ただし、隣接する場所で施設を復旧するために、被災前の施設の解体が必要不可欠な場合には、解体費用が補助対象となることもありますので、県にご相談ください。

(問10) 共同事業に係る経費は、補助の対象となるか。

- (答)
 - グループで行う共同事業に係る経費は、補助の対象となりません。復興事業計画で予定している共同事業において、費用負担が生じる場合はグループ内で十分な協議を行ってください。

(問11) 設備のみを事業の対象とすることはできるのか。

- (答)
 - 設備のみ又は施設のみを補助対象とすることも可能です。

(問12) リース物件は、補助対象となるのか。

- (答)
 - リース物件が被災した使用者の事業継続に必要不可欠と判断される場合は、補助対象となります。
 - この場合において、リース事業者（資産の所有者）と使用者が共に同一グループの構成員となり、リース事業者が補助金の交付申請を行う必要があります。

※ リース物件について、その使用者（所有者でない者）が補助金交付申請をすることはできません。

(問 13) 土地の購入費は、補助対象となるのか。

(答) 土地の購入費は、補助対象とはなりません。

(問 14) 従業員へ支払う給与は、補助対象となるのか。

(答) 給与は、補助対象とはなりません。

(問 15) 被災後、空き工場を借りて事業を再開したが、家賃は補助対象となるのか。

(答) 家賃は、補助対象とはなりません。

(問 16) 保険の対象となった施設や設備は、補助対象となるのか。

(答) 保険の対象となっている施設や設備も補助対象となります。当該施設や設備の復旧等に要する経費から受取保険金額を控除した額が補助対象経費となります。

(問 17) パソコンやルームエアコンのような電子機器や車両などは、補助対象となるのか。

(答) 資産計上されないような備品・什器は原則として補助対象外ですが、パソコンやルームエアコンのような電子機器や車両などについては、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがあります。個別にご相談ください。
 ただし、業務での使用が確認できなかった場合は、補助金交付後であっても補助金の返還が求められます。

(問 18) 陳列されていた商品は、補助対象となるのか。

(答) 陳列されていた商品や在庫品、仕掛かり品や原材料などは補助対象とはなりません。

(問 19) 土砂の撤去に要する費用は、補助対象となるのか。

(答) 土砂を撤去した場所において施設・設備を復旧する場合に限り、付随する費用として補助対象となります。

(問 20) 風評被害等による逸失利益は、補助対象となるのか。

(答) ○ グループ補助金は、施設・設備等の直接被害を補助対象としており、逸失利益のような間接被害は補助対象とはなりません。

(問 21) 補助金交付時の消費税の取扱いは、どうなるのか。

(答) ○ 消費税分は、補助対象とはなりません。復興事業計画の認定及び補助金交付申請は、消費税を含まない形で申請をお願いします。

○ また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

(問 22) 店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか。

(答) ○ 復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみ（面積按分）が補助対象となります。補助対象部分は、利用状況、図面等により特定します。

○ また、復旧に要する見積金額を「事業用のみの事業費」「非事業用のみの事業費」「全体影響事業費」に区分し、事業用面積比率や対象外店舗の減額率を乗じて補助対象経費を算出します。

○ なお、区分ごとの計上は次のとおりとなります。

- ・「事業用のみの事業費」
店舗等の事業用部分にかかる内装工事費用（床、内壁、天井等）
- ・「非事業用のみの事業費」
住居部分等の非事業用部分の内装工事費用（床・内壁・天井等）や住宅設備費用（キッチン・ユニットバス等）
- ・「全体影響事業費」
区分できない費用（基礎・躯体・屋根・外壁等）

※詳細は、「補助対象施設の利用状況表作成要領」をご確認ください。

(問 23) 工場が全壊の場合、建替をせず、中古物件を購入することは可能か。

(答) ○ 建替えが可能な場合には、建替えに代えて中古物件を購入することは可能です。ただし、建替えを行う場合とは補助対象経費が異なりますので、中古物件の購入を検討される場合には県にご相談ください。

○ 土地代金は対象となりませんので、土地代金と建物代金が区分された売買契約書等が必要となります。

※購入した中古物件が、被災した建物の面積を上回る場合、面積按分により、被災前の施設の面積分が補助対象となります。

※ 移転建替え（問9）と同様に、被災前の施設の解体費用は補助の対象となりません。

(問24) 住居用の賃貸アパートが被災したが、補助対象となるのか。

(答) 住居用の賃貸アパートや賃貸マンションは補助対象とはなりません。

(問25) 事業用の賃貸物件が被災したが、補助対象となるのか。

(答) 貸付物件は原則として補助対象外となります。ただし、被災時に「①中小企業者等」、「②中堅企業及びみなし中堅企業等」の事業用として貸付していた施設・設備で、①～②の事業者が当該貸付物件を復旧後も継続して事業の用に供する場合には例外的に補助対象となります。

事業用の貸付物件を申請する場合には、施設・設備の所有者は、施設・設備の復旧を必要とする①～②の事業者と同一のグループの構成員となる必要があります。

使用者が同一のグループ構成員とならない場合や被災当時の使用者から使用者が入れ替わった場合、大企業や特定の風俗営業事業者である場合は、当該使用者が使用する部分は、面積按分により補助対象から除外されます。

(問26) 駐車場は、補助対象となるか。

(答) 駐車場は、事業用資産として計上してある場合には、補助の対象となる場合があります。ただし、従業員駐車場などは福利厚生施設に該当し、対象となりません。

また、月極駐車場や時間貸しの駐車場については、賃貸物件となるため、補助の対象となりません。

(問27) 資産計上されていない施設、設備も補助対象となるか。

(答) 資産計上されていない施設や設備であっても、売買契約書等により、所有が確認できる場合などは、補助の対象となる場合があります。

資産計上されていない施設や設備がある場合には、個別にご相談ください。

(問28) 施設等の建替えの場合、設計費用も補助対象となるか。

(答) 実際の建築工事等に必要な設計費用は補助の対象となります。

ただし、見積微取のための経費や設計の前提となる耐震診断費用は補助対象外となります。

(問29) 自社で実施した復旧工事経費は補助対象となるか。

- (答) ○ 自社で復旧工事を行った場合にも補助の対象となりますが、補助対象経費から申請者自身の利益を除く必要があります。
したがって、自社復旧の場合に対象となる経費は、材料費等の実費のみとなり、人件費等は含みません。
- 調達した資材等については、原価証明書等により調達原価であることを証明する必要があります。

(問 30) 補助対象外となる経費にはどのようなものがあるか。

- (答) ○ 補助対象となる経費は、施設・設備の復旧に要する工事費等のため、事業費のうち、被災状況調査等の事前調査や事前の点検費用は対象となりません。
- また、仮設店舗や応急処置など、仮復旧費は対象となりません。

5 新分野事業について

(問1) 新分野事業とは、どういうものか。

- (答) ○ 被災前の施設への復旧では、事業の再開や継続、売り上げ回復が困難な場合に、認定経営革新等支援機関の支援を受けながら新たな需要開拓等を見据えた取組みにより、被災前の売り上げを目指すことを促すため、従前の施設等の復旧に代えて、新たな施設・設備の整備費用を補助対象とするものです。
- 「従前の施設等への復旧に代えて」とは、被災を受けた施設及び設備の復旧は行わず、代わりに新たな施設等の整備を行うことを意味します。したがって、単に新たな施設等を整備する事業はこの対象となりません。

(問2) 「認定経営革新等支援機関」とはどういう機関か。

- (答) ○ 金融機関、税理士、公認会計士、弁護士など、税務、金融及び企業の財務に関する専門知識を有し、これまで経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っている機関や個人を国が認定しています。
- なお、「認定経営革新等支援機関」については、次の中小企業庁のホームページに都道府県ごとに掲載されていますので、参考としてください。
(中小企業庁ホームページ)
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

(問3) 「認定経営革新等支援機関」には何をしてもらえるのか。

- 新分野事業について、助言等を行っていただけます。
- なお、新分野事業を行う場合は、「認定経営革新等支援機関」の確認書を復興事業計画の認定申請書に添付して提出いただく必要があります。

(問4) 新分野事業の場合、補助額に上限はあるのか。

- (答) ○ 新分野事業に伴う復旧・整備等の場合の補助額は、平成30年7月豪雨前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率（3／4以内または1／2以内）を乗じた額が上限となります。
- したがって、実際の工事見積書とは別に原状回復工事の見積書が必要となります。

(問5) 新分野事業の例「新商品製造ラインへの転換」はどのような取組か。

- (答) ○ 被災前に製造していなかった商品を新たに製造するために、従前の設備への復旧等に代えて、新たな設備を整備することをいいます。

(問6) 新分野事業の例「生産効率向上のための設備導入」はどのような取組か。

(答) ○ 需要開拓のための増産体制への対応や利益率向上等を目指し、同じ人員で毎時 1,000 個製造できる設備から毎時 1,500 個製造できる設備への更新や、毎時の製造個数は変わらないが人員が少なくて済むなど、生産性向上につながる設備の導入などを想定しています。

(問7) 新分野事業の例「従業員確保のための宿舎整備」はどのような取組か。

(答) ○ 新分野事業における新たな取組みを行うに際して、宿舎整備による従業員確保が必要である場合、被災した従前の施設等の復旧に代えて新たな宿舎整備を行うことを想定しています。

○ 既存の宿舎が被災を受けた場合の復旧整備は、福利厚生施設に該当するため、補助対象とはなりません。

6 復興事業計画（グループ）の変更認定申請について

（問1）どのような場合に変更認定申請が必要か。

(答) ○ 次の①～⑤に該当する場合には、変更認定申請が必要です。

- ① 認定されたグループへ新たな構成員が加入する場合
- ② 認定されたグループから構成員が脱退する場合
- ③ 復旧整備等を実施する施設・設備の新たな追加がある場合（※削除の場合は不要）
- ④ 認定された復興事業計画への追加や一部中止など、計画に影響する変更が生じる場合
- ⑤ グループ構成員が変更（会社合併、相続）となる場合

- 見積金額の変更に伴い、復旧整備に要する経費の増減がある場合で、復興事業計画の内容に影響しない場合は認定変更の申請は不要です。各グループ構成員が行う補助金交付申請時に変更後の見積書にて申請を行えば結構です。
- 当初認定時には新分野事業を実施しないとしていた構成員が新分野事業に取り組む場合には、復旧整備等を実施する施設・設備の追加（③に該当）となるため、復興事業計画の変更認定申請が必要です。

（問2）変更認定の申請は各事業者で行うのか。

(答) ○ 復興事業計画の認定申請は、グループの代表者が行いますので、変更認定の申請についてもグループの代表者による申請が必要です。そのため、変更事由が生じた構成員は、まず、グループの代表者と協議のうえ、グループとして変更認定の申請に係る意思決定を行ってください。

（問3）変更認定の申請の受付期間は決まっているのか。

(答) ○ 変更認定申請は、随時受け付ける予定ですが、特定の期間に受付を一時中断する場合があります。
○ なお、受付を一時中断する場合や終了する場合には、ホームページなどで改めて周知を行います。

（問4）変更を行う場合、変更の認定後でなければ補助金交付申請はできないのか。

(答) ○ 新たに加わる構成員については、変更の認定後でなければ、補助金交付申請ができません。
○ また、施設や設備を新たに追加する事業者については、追加する施設や設備については、変更の認定後でなければ補助金交付申請ができませんので、個別にご相談ください。

- なお、変更事由が生じていない他の構成員の補助金交付申請には、影響はありません。

(問5) 変更認定の申請を行っている状態のグループが、既に申請しているグループ構成員とは別のグループ構成員に関して変更認定申請をすることは可能か。

- (答) ○ 同一グループが同時に複数の変更認定申請を行うことはできません。認定後に申請を行うか、申請を一本化して改めて申請する必要があります。

7 グループ補助金の変更交付申請について

(問1) どのような場合に補助金の変更交付申請が必要か。

(答) ○ 次の①～③に該当する場合には、補助金の変更交付申請が必要です。

- ① 補助事業に要する経費の減少額が20%を超える場合
- ② 補助事業に要する経費の区分相互間(施設・設備)の変更額が20%を超える場合
- ③ 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

○ 面積按分がある場合で、事業用比率が変わったことにより補助金額の減額があった場合などでも、補助事業に要する経費に変動がなければ変更交付申請は不要です。

○ 相続や法人の会社合併等により、交付決定後に事業者が変更となる場合は、復興事業計画の変更申請により、変更後の事業者をグループの構成員に追加したうえで、変更交付申請を行う必要があります。

なお、交付決定前の場合は、交付申請を取り下げて、同様に復興事業計画の変更申請を行い、変更後の事業者が新たに交付申請を行います。

○ 変更交付申請が必要かどうかは個別にご相談ください。

(問2) 交付申請時の見積事業者と実際の施工事業者が変わっても良いか。

(答) ○ 交付申請時の見積事業者では施工不可などの特別な事情が生じた場合は変更可能です。この場合において、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に補助事業の内容と経費に変更がないことが分かる見積書、施工事業者が変更となった理由書を提出してください。

なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

(問3) 設備の入替を行う場合に補助金の交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。

(答) ○ 交付申請時の設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には変更可能です。この場合において、実際に導入する設備についての設備比較証明書が必要となります。加えて、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に設備比較証明書、導入設備が変更となった理由書を提出してください。

なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

8 グループ補助金の実績報告について

(問1) 実績報告書はいつ提出するのか。

- (答) ○ 実績報告書の提出は全ての補助事業（施設・設備の復旧整備）が完了し、全ての支払いが終わった日から15日以内、又は、別に県が指定する日のいずれか早い期日までに提出してください。
- 実績報告書の提出は1部で結構ですが、提出後、現地確認の際に必要となりますので、必ず控えをご用意ください。

(問2) 精算額が増額となった場合は、補助金は増額となるのか。

- (答) ○ 交付決定額が補助金支払の上限額となりますので、原則として、精算額が増額となっても補助金額は増額とはなりません。
- なお、精算額が減額となった場合には、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。

(問3) 発注書や工事契約書は全て提出が必要か。

- (答) ○ 工事金額が少額の場合など、書面で契約を交わしていない場合は改めて契約書を作成する必要はありません。発注書等、既存の書類で必要なものの写しを提出してください。
- ただし、工事の実績を確認するための写真（施工前・施工後）や請求書、領収書等の支払いを確認する書類は必要です。
- なお、応急処置済みなど、被災状況が分かる写真がない場合には、現状の写真に被災時にどのような状態であったのか、また、どのような応急処理を行ったのか等の補足説明を記載してください。

(問4) 補助金専用の元帳や通帳を作成していないがよいか。

- (答) ○ 補助金専用の元帳や通帳については、補助事業により取得した施設・設備の会計管理を他の資産と区別するためにできる限り作成をお願いしています。
- しかし、補助金専用の元帳や通帳を作成していない場合においても、補助金の対象となっている施設・設備の支払状況が確認できる元帳、通帳の写しを提出いただければ結構です。提出する資料の写しは、その全てではなく、補助金に関係する部分のみで結構です。

(問5) 概算払いを希望しているがどのような手続きが必要か。

- (答) ○ 概算払いを希望される事業者は、県まで個別にご相談ください。

(問6) 実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われるのか。

- (答) ○ 実績報告書の提出状況によって異なりますが、報告書の審査終了後概ね2か月程度を要します。また、実績報告書の提出を受けた後、書類審査及び現地確認を行い、補助金額を確定し、補助金額の確定通知を行います。その後、確定通知に基づき補助金の請求を行っていただき、補助金の支払いとなります。
- なお、年度始めや年度末など実績報告書の提出が集中する時期には、通常よりも時間を要する場合があります。

【お問い合わせ先】

岡山県産業労働部 事業者復興支援室

電 話：086-226-7924・7925

FAX：086-226-7884

※ 平成30年9月下旬に「グループ補助金受付センター」を開設する予定です。

開設準備が整いましたら、ホームページ等でお知らせします。